附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　第七条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和六年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十二号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　定義（第一条）	第一章　定義（第一条）
第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）	第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）
第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十四条）	第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十三条）
第四章　納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の四）	第四章　納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の三）
第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）	第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）
附則	附則
（再生可能エネルギー発電設備の区分等）	（再生可能エネルギー発電設備の区分等）
第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。	**第三条**　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。
一～四の二　（略）	一～四の二　（略）
四の三　建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（以下「屋根設置太陽光発電設備」という。）であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	四の三の二　屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの
四の四～三十の四　（略）	四の四～三十の四　（略）
（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置）	（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置）
第四条の二の三　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。	**第四条の二の三**　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。
一　次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催	一　次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催
（削る）	（新設）
イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域（ロにおいて「特定区域」という。）のいずれかに属する場合	イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合
(1)～(3)　（略）	ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域のいずれかに属する場合
ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が特定区域に属しない場合であって、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる場合（認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとする場合（当該再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合に限る。）であって、当該認定事業者又は当該認定事業者の資	(1)～(3)　（略）
	ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、申請者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置